

## 工事完了に伴う現地検査について

### 1. 現地検査の目的及び必要性

- 1) 工事完了検査は、指定工事店により施工された排水設備の工事内容が、客観的な立場での判断により、法令等の技術基準に適合しているかの確認を行うとともに、施工者（指定工事店）が有利になるような利害関係を存在させないことを目的としたものである。
- 2) 福岡市下水道条例第7条により、申請者は工事が完了した日より5日以内に市長に届け出て、検査を受けなければならないとされており、現地検査によりその工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認められたとき章票を交付します。

### 2. 現地検査日について

- 1) 平成19年1月5日より、福岡市管工事協同組合で受付した日を起算して土日祝日含まない8日目を検査予定日としています。
- 2) 組合で受付した日を起算して土日祝日含まない4日目に、組合宛に検査日を通知する。
- 3) 検査日時希望（検査予定日以降に限る）がある場合には、「現地完了検査希望日・・・申し出事項届出書」に記入の上、完了届に添付して提出してください。

#### 現地検査までの流れ

	日	月	火	水	木	金	土
完了届提出					受付日 1日目	2日目	
連絡・準備 期間		3日目	検査日通知 4日目	休日	5日目	6日目	
検査予定日		7日目	8日目				

### 3. 現地検査の準備

- 1) 工事完了後作成した完了図面（完了届と一緒に提出されたもの）に基づき、取り込み漏れの無いように自主検査をして下さい。
- 2) 施主に検査日時等を事前に連絡する。
  - ・規定により 検査員・施主・施工業者の三者で検査を行います。
  - ・申請者及び代理人が立ち会う場合にも必ず施主に連絡してください、施主に伝わっていないことがあり、留守や中止などが多くなっていますので施主に連絡をお願いします。
- 3) 検査当日は15分位前に危険でない所の柵を開け準備をお願いします。
  - ・車、人の出入りのある場所の柵など注意してください。
  - ・施主の方に時間をとらせず検査がスムーズに行えるので事前に説明をしてください。

#### 4. 現地検査での不合格の傾向

##### 1) 重要な変更が生じた場合

重要な変更が生じた場合は、再度、確認申請書を提出し、併せて理由書も提出すること。

##### 2) 枡の設置及び使い分けが不適切

・枡は起点、終点（境界付近）、会合、屈曲点、管種、管径、勾配、の変化する箇所、管径の120倍を超えない範囲内に設置すること、又、段差等が生じた場合はドロップ枡を設置すること。

・宅内の最終枡から公共下水道取付管（公共枡）までの接続管の管径は、取付管と同径（150mm）とすること。

（公共枡と宅内側との配管に段差がない場合は深さに応じた枡を設置する）

（既設で取付管が100mmの口径で埋設されている場合はドロップ枡を使用してください）

・小口径枡の内径

枡深 800mm以下・・・・・・・・・・・・・・・・内径150mm

枡深 800mm越え1500mm未満・・・・・・内径200mm

・排便管を取り付ける枡はYS枡を使用する。（逆流防止の為、上流側に段差が3～5cm付）

・排便管を取り付ける枡でトラップ枡を使用してはならない。

##### 3) 枡が確認できない

・外構工事との打ち合わせミス等により地盤高の変更に対応できずに枡が埋もれている。

（花壇・階段・駐車場等の増設で枡の立ち上げがされていないことがあるため施主との確認を行ってください）

##### 4) トラップ枡の使用

・小口径トラップインバート枡は必ずトラップ部分に掃除口を設けること。

（トラップ枡は掃除口75mmも含んでいますので忘れずに施工してください）

##### 5) 雨水の放流先の確認

・事前調査を行っていない事例があり放流先が不明の場合や下水本管につながっている場合もあるので十分注意すること。

（雨水の放流先が隣地に向かっていることなどありますから事前協議を行ってください）

##### 6) 雨水管の施工

・雨水管が75mmで施工されている場合があるので100mmで施工する。

（雨水の放流先が側溝の場合は管口補修を必ず行ってください。また、暗渠など蓋を開けての確認が困難なものは、接続箇所の写真を提出すること。）

##### 7) 排水設備の未接続

・敷地内の調査不足により排水の取り込みもれがある。

（納屋・離れの家などに汲み取り便所等がある場合、排水設備を行うか撤去等を行ってください。同一敷地の中で雑排・汚水の取り込みもれがないようにしてください）

8) 勾配不良

・掘削基面の転圧不足や不等沈下防止措置不足により管ダレ、柵下がり等が発生している。  
(重機等の出入りがある場合は、柵下がり・勾配不良が発生しやすいので充分注意してください)

9) 管詰まり

・管内に付着したモルタル、ゴミ、土砂等を完全に取り除いていないために詰まりが生じている。(工事完了後管内の清掃を心がけてください。)

(施工されるときに規定どおりにいかない事がある場合は必ず下水道管理課と施工協議してください協議されていない場合は再検とします。)

※公共下水道取付管に勾配不良等がある場合には、そのまま接続せず、下水道管理課と施工協議を行うこと。

5. 再検査の対応

検査時に指摘された箇所はすみやかに手直しを行い(30日以内)福岡市管工事協同組合へ再検査の申込みをすること。